

道社協第658号
令和2年6月22日

福祉サービス事業者 各位

北海道社会福祉協議会
会長 長瀬 清

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による福祉サービス第三者
評価事業の取り扱いについて（事業の再開）

日頃より本会事業の推進につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月16日に緊急事態宣言の対象範囲が全国に拡大されたことに伴い、本会が行う福祉サービス第三者評価業務の実施につきましては、感染予防の観点から新規受審の申込受付を中止していたところです。

この度、5月25日に緊急事態宣言の解除並びに北海道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」による段階的緩和を踏まえ、「新北海道スタイル」安心宣言に掲げる7つのポイントを遵守し、本会が行う福祉サービス第三者評価業務の新規受審申込受付を本日より再開いたします。

なお、社会的養護関係施設の第三者評価事業につきましては、3年に一度受審をする義務が課せられており、今年度がその第3クールの最終年度となります。当該事業の取り扱いについては、現在、全国推進組織である全国社会福祉協議会と厚生労働省において調整を図っておりますので、決まり次第、改めてお知らせいたします。

【連絡先】

法人支援部 法人支援課
担当：吉田・三浦
TEL：011-241-3982
FAX：011-280-3162